

渡嘉敷村水道事業

令和3年度 水質検査計画



目 次

1. はじめに
2. 基本方針
3. 水道事業の概要
4. 水道の原水及び水道水の状況
5. 水質検査場所
6. 水質検査項目及び検査頻度
7. 水質検査方法
8. 臨時の水質検査
9. 水質検査の公表
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係者との連携

- 資料
- ① 渡嘉敷村全図（簡易水道事業区域）
 - ② 別表1（浄水の水質状況）
 - ③ 別表2（水質検査結果における実施頻度の決定）
 - ④ 別表3（水質基準項目）
 - ⑤ 別表4（法令に基づく毎日検査）
 - ⑥ 別表5（水質管理目標設定項目）
 - ⑦ 別表6（水質管理目標設定項目の検査方法）
 - ⑧ 別表7（その他必要な検査項目）

1. はじめに

- 1) 水質検査計画とは、平成16年4月1日改正の水道法施行規則により、水道事業者は原水から給水栓に至るまでの水質の状況、過去の水質検査結果及び水質管理上留意すべき事項などを総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた水質検査計画を策定し、水道の需要者に対して情報を提供するとされています。
- 2) 水質検査計画は、毎事業年度開始前に策定することとされており、次年度以降も水質状況等の変化に応じて、また、利用者の意見を聞き、見直しを行うなど、より一層安全で安定した水質管理を行います。

2. 基本方針

- 1) 水質基準に適合した安全な水道水を給水するために、原水及び浄水の状況を踏まえて水質検査項目等を定めた水質検査計画を策定する。
- 2) 検査地点については、水源、浄水場、及び水質基準が適用される給水系統末端の蛇口とする。
- 3) 検査項目については、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等、また検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目及び水道水がより安全で良質であることを確認するために本村が必要とする水質項目とする。
- 4) 検査頻度については：
 - (1) 水道法施行規則第15条第1項の第1号に基づく「毎日検査」を蛇口において行う。
 - (2) 同上規則第1項の第2号に基づく「毎月検査」を蛇口において行う。
 - (3) 給水末端の蛇口の水が良好で水質基準を満足していることから、3年に1回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、水質の安全性を確認するために、検査頻度を減らさずに全項目検査を年1回行う。
 - (4) 浄水場においては、必要な項目について1日1回の検査を行う。

3. 水道事業の概要

- 1) 渡嘉敷村は那覇市の西方32キロの北緯26度11分36秒東経127度21分58秒(役場)の東シナ海に位置し、慶良間諸島の中で一番大きな島が渡嘉敷島で南北9キロ、周囲25キロ、面積15.8平方キロメートルの南北に細長い島で、ほかに前島、神山島、ナガンヌ島、黒島、儀志布島など大小十余の無人島を含めて、総面積19.18平方キロメートルで渡嘉敷村は形成されている。

2) 2020 年度における給水状況は次表のとおりである。

項 目	内 容
給水区域	渡嘉敷島全域
給水人口	722 人
普及率 %	99.8 %
給水戸数	423 戸
計画一日最大給水量 m ³	660m ³
一日最大給水量 m ³	469m ³
一日平均給水量 m ³	334m ³

3) 渡嘉敷村の簡易水道の概要は次表のとおりである。

	簡易水道事業区域	計画給水人口 (人)	浄水場設置数	給水区域	備 考
1	渡嘉敷村簡易水道	695	1 ヶ所	渡嘉敷地区	
2				渡嘉志久区	
3				阿波連地区	
	合 計	695	1 ヶ所	3 地区	

4) 浄水施設の概要は次表のとおりである。

地 区	浄水場名	所在地	原水の種類	施設能力	浄水処理方法
渡嘉敷地区	第三浄水場	阿波連 555	表流水	660m ³ /日	生物活性炭 精密膜ろ過
渡嘉志久区					
阿波連地区					

4. 原水及び水道水の状況 (別表 1)

1) 原水の状況

- (1) 水源となっている河川の上流域は、人為的な開発行為等による水質汚染は殆んどない。
- (2) しかし、降雨時には濁度や色度の上昇があり浄水処理への影響が生じる時がある。

浄水場名	水源名・取水能力 (m ³ /日)	原水の汚染要因	水質管理上注目すべき項目
第三浄水場	大川堰 (132)、恩納堰 (363)、イシッピ堰 (230)	降雨時に高濁度発生	濁度、色度

2) 水道水の状況 (別表1)

- (1) 第三浄水場において、水源の水質状況を踏まえて適正な浄水処理を行っている。
- (2) その結果、全給水地域における水質検査結果では特に異常はなく安全な水道水を給水している。
- (3) 但し、総トリハロメタン値が高く検出されることがある。

5. 水質検査場所

1) 給水末端の蛇口について

- (1) 水道法に基づく水質基準項目等に適した水道水を確認するため、各浄水場の給水系統の末端において適切な場所を選定して検査場所とした。その結果、給水区域内の3ヶ所を選定した。
- (2) 水道法に基づく1日1回行う毎日検査については、各浄水場の出口において行う。

2) 水源について

- (1) 平成18年度に新設された第三浄水場の着水井1ヶ所を検査場所とする。

3) 水源および浄水水質の検査場所の総括について

渡嘉敷村簡易水道における「原水及び給水末端」の水質検査場所は以下の表のとおりである。

	原水の検査場所	浄水場名	給水区域 (集落名)	給水末端の検査場所
1	表流水：イッピイ取水堰 恩納川が合流 する着水井	第三浄水場	渡嘉敷地区	渡嘉敷小中学校
2			阿波連地区	阿波連小学校
3			渡嘉志久地区	体験農園
合計	表流水：1ヶ所		3地区	合計：3ヶ所

6. 水質検査項目と検査頻度 (別表2)

1) 水質基準が適用される、蛇口 (給水末端) における水質検査項目と検査頻度

(1) 水質検査項目

法令に基づく水質検査表 (別表3) において水質基準項目 (51項目) の検査を行う。

また、法令に基づく水質検査の3項目 (別表4) について毎日検査を行う。

(2) 検査頻度

- ① 毎日検査：法令に基づく水質検査の色、濁り、消毒の残留効果の検査については、1日一回行う。
- ② 毎月検査：法令に基づく水質検査 (別表3) の項目の中から No. 1,2,38,46～51 までの9項目については毎月検査を行う。
- ③ 年4回検査：法令に基づく水質検査 (別表3) の項目の中から No. 10,21,22,24,26,28,31 (7項目) は消毒剤および消毒副生成物として、No. 34,40 (2項目) については性状確認のため、さらに No.8 は水質基準の強化 (令和2年4月) で水質基準値の 1/10、1/5 の判

断ができないため年4回行う。

- ④ 年1回検査：法令に基づく水質検査（別表3）のうち、その濃度が基準値の1／10以下の場合には3年に1回、（1／5以下の場合には1年に1回）まで検査頻度を緩和できるとされているが、水質が安定して良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに年1回全項目検査（51項目）を行う。

2) 本村が水質管理上必要とする水質検査項目と検査頻度

- (1) 原水水質の把握および浄水処理工程における適正な水質管理を行うために、別表3の中から39項目について年1回の検査を行う。（消毒副生成物の11項目を除く）

- (2) 別表5の水質管理目標設定項目（26項目）のうち、浄水および原水の検査項目の設定については、厚生労働省健康局水道課長通知の第3「水質管理目標設定項目に係る留意事項について」（平成15年10月10日付）を参考にして以下のとおり年1回行う。ただし、従属栄養細菌については、水質管理上の指標として浄水処理過程や消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況評価に活用するため年4回行う。また、水質管理目標設定項目（26項目）の検査方法を別表6に示す。

水源種別	浄水項目	原水項目
表流水	12	9

- (3) 水質管理目標設定項目のうち、農薬類の検査については水源地流域について農薬類等の使用が無いため省略する。

- (4) 原水において、大腸菌、嫌気性芽胞菌、一般細菌の検査を年4回、クリプトスポリジウム及びビジュアルジアの検査を年一回行う。（別表7）

7. 水質検査方法

- 1) 法令に基づく毎日検査については、自己検査とする。
- 2) 水質基準項目等の検査については、厚生労働大臣登録機関への委託検査とする。
- 3) 水質基準項目等の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法に基づいて行う。その他の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等に基づいて行う。

8. 臨時の水質検査

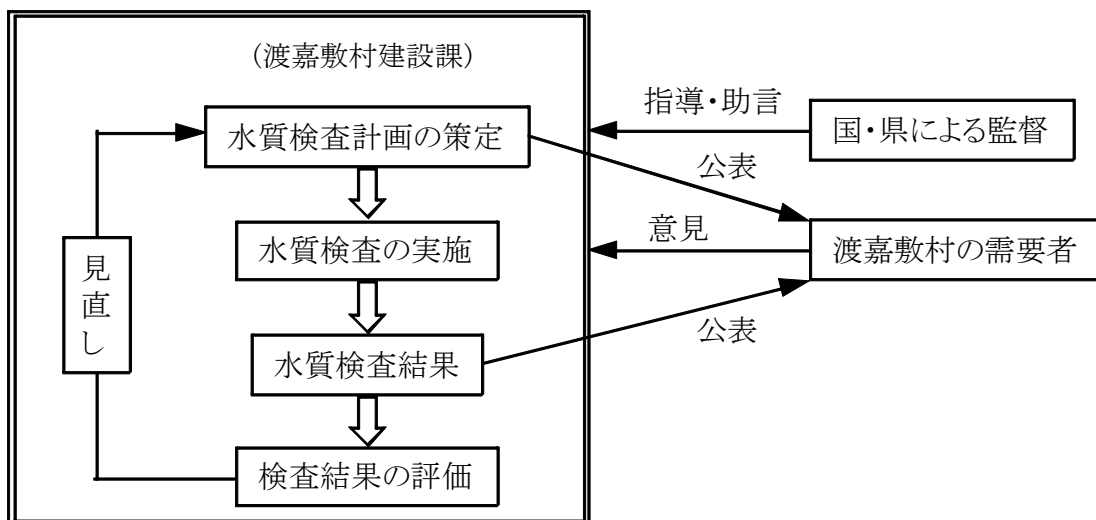
水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理が行うことができず、蛇口の水で水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場及び蛇口などから採水して、臨時の水質検査を実施する。

- 1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- 2) 魚が死んで多数浮上した場合。
- 3) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで実施する。

9. 水質検査の公表

水質検査計画に基づいて行った水質検査の結果については、本村の広報誌等を利用して速やかに公表する。



水質検査計画の概念図

10. 水質検査の精度と信頼保証

水質検査の実施に当っては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、本町としては次のことに留意して厚生労働大臣登録水質検査機関に委託することとしている。

- 1) 分析技術者や水道技術管理者等の人材が十分に確保されていること。
- 2) 高度の分析機器や精度の高い検査体制が整備されていること。
- 3) 品質保証や顧客サービスの向上に関する水道 GLP、ISO の取得や特定計量証明事業者認定などを取得していること。
- 4) 毎年、国及び県等が実施する精度管理の評価試験において高い評価を得ていること。
- 5) その他、水質異常時に迅速な対応ができること。

11. 関係者との連携

- 1) 水道水が原因で水質事故等が発生した場合には、関係課と連携して水質検査等を行い適切な措置を行う。
- 2) 水源で水質汚染事故等が発生した場合には、関係課と連携して情報交換を図りながら現地調査を行い、浄水場での処理を強化して安全で良質な水道水を供給するよう努める。

以 上

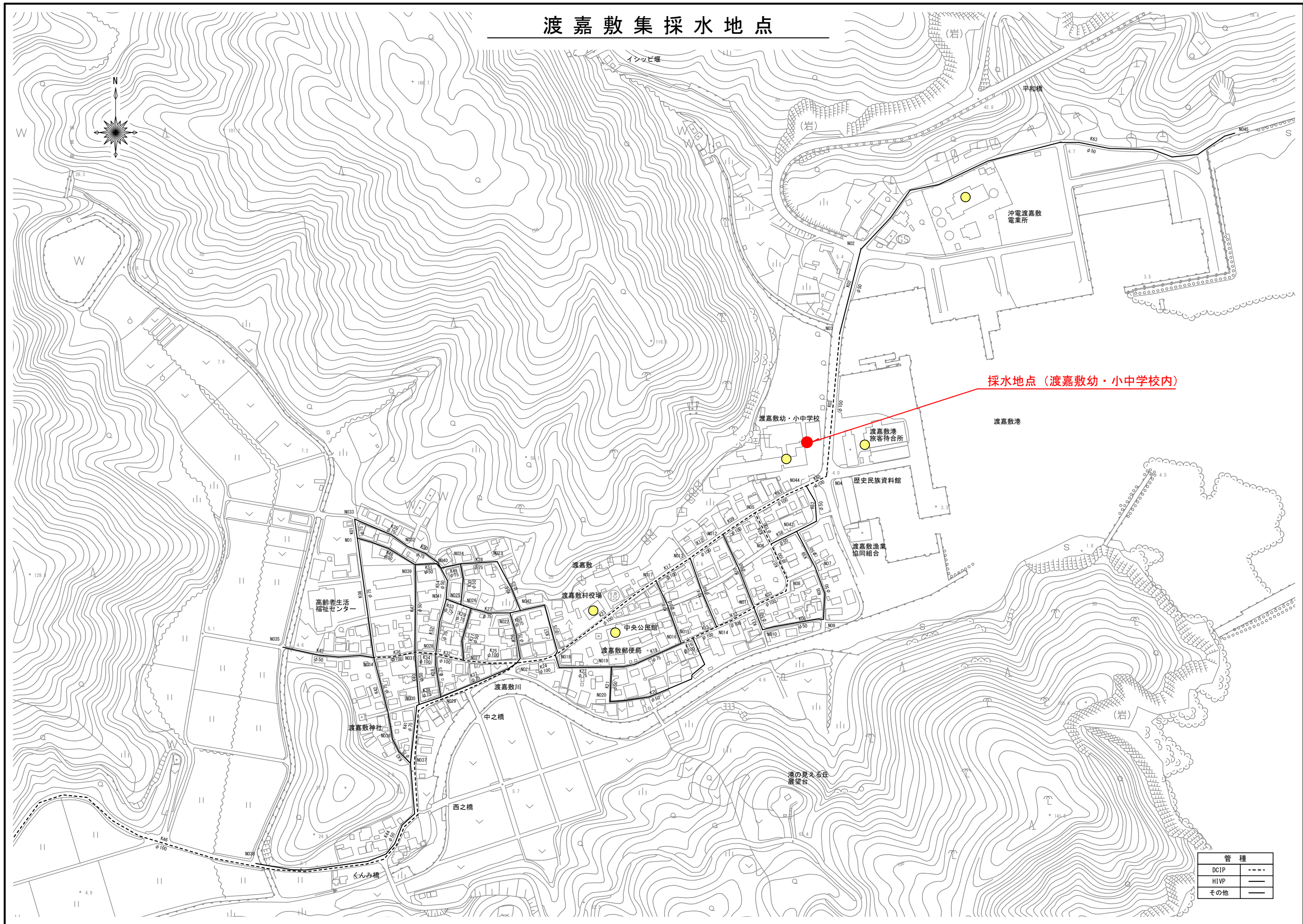
問い合わせ先：渡嘉敷村役場観光産業課

住 所：渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地

電 話：098-987-2323

FAX : 098-987-3085

渡嘉敷集採水地点



阿波連採水地点

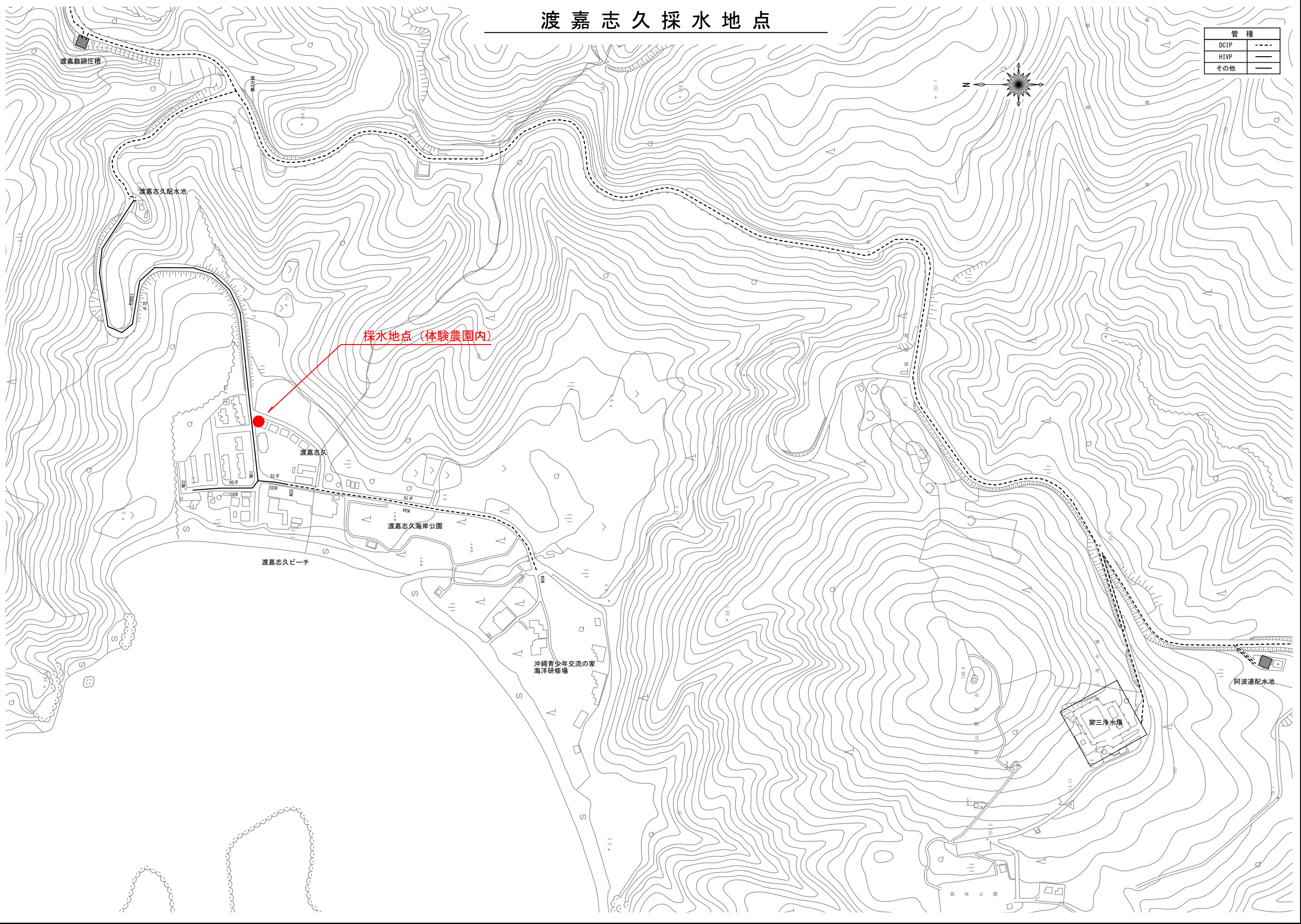


採水地点（阿波連小中学校内）

管 種	
DCIP	----
HIVP	——
その他	——

渡嘉志久採水地点

管 種	
DCIP	----
HIVP	——
その他	——



番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	過去3年 最大値	過 去 最大値	基準値との比較						判定
														1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上	
基1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	○ □						適合
基2	大腸菌	不検出	—	—	—	—	—	—	—	—	—									適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○ □						適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □						適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04				<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □						適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.17	0.16	0.12	0.14	0.23	0.43	0.25	0.56	0.18	0.56	0.56	○ □						適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.037	0.032	0.029	0.035	0.038	0.037	0.033	0.038	0.037	0.038	0.038	○ □						適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	○ □						適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0004	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0004	○ □						適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0024	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0024	○	□					適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	○ □						適合
基19	トリクロロエチレン	0.03	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	○ □						適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	○ □						適合
基21	塩素酸	0.6	0.57	0.54	0.39	0.34	0.56	0.70	0.45	0.74	0.38	0.74	0.74						○ □	不適合
基22	クロロ酢酸	0.02	0.002	0.007	0.005	0.0024	0.004	0.003	0.004	0.006	0.003	0.006	0.007			○ □				適合
基23	クロロホルム	0.06	0.054	0.069	0.075	0.013	0.034	0.027	0.065	0.068	0.083	0.083	0.083						○ □	不適合
基24	ジクロロ酢酸	0.04	0.011	0.075	0.054	0.0095	0.032	0.021	0.047	0.053	0.050	0.053	0.075						○ □	不適合
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.077	0.077	0.070	0.0311	0.051	0.050	0.078	0.079	0.056	0.079	0.079					○ □		適合
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.0006	0.0011	0.0011	0.0011		○ □					適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.17	0.20	0.14	0.077	0.12	0.11	0.21	0.18	0.16	0.21	0.21						○ □	不適合
基28	トリクロロ酢酸	0.2	0.011	0.11	0.12	0.0062	0.026	0.025	0.076	0.052	0.15	0.15	0.15					○ □		適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.055	0.057	0.040	0.02	0.040	0.035	0.070	0.049	0.055	0.07	0.07						○ □	不適合
基30	ブロモホルム	0.09	0.066	0.075	0.054	0.0131	0.026	0.023	0.027	0.029	0.042	0.042	0.075			○		□		適合

基31	ホルムアルデヒド	0.08	0.004	0.004	0.005	<0.008	0.006	0.007	0.006	0.005	0.009	0.009	0.009		○	□					適合	
基32	亜鉛及びその化合物	1	<0.005	<0.005	<0.005	0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○	□						適合	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.009	0.010	0.005	<0.01	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	0.016	0.016	0.016	○	□						適合	
基34	鉄及びその化合物	0.3	0.04	0.03	0.05	0.021	0.07	0.03	0.02	0.06	0.02	0.06	0.07		○		□				適合	
基35	銅及びその化合物	1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	<0.01	○	□						適合	
基36	ナトリウム及びその化合物	200	55.0	52.8	57.5	53.8	54.0	51.9	49.7	49.5	57.5	57.5	57.5				○	□			適合	
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合	
基38	塩化物イオン	200	102	124	97.0	87.6	119	102	95.4	180	107	180	180						○	□	適合	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	72.7	43.5	61.6	54	67.9	67.1	49.5	67.5	46.4	67.5	72.7				○	□			適合	
基40	蒸発残留物	500	261	291	277	269	270	262	282	426	306	426	426						○	□	適合	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□						適合	
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合	
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005								適合	
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□						適合	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	3.2	3.3	4.1	1.7	2.8	2.6	3.8	3.3	4.2	4.2	4.2							○	□	不適合
基47	pH値	5.8～8.6	8.0	8.0	8.0	7.5	8.0	7.7	8.0	8.0	7.9	8	8								適合	
基48	味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)											
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)											
基50	色度	5	5.1	3.4	4.1	1.3	3.3	1.7	5.1	3.7	5.0	5.1	5.1							○	□	不適合
基51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	○	□						適合	
毎1	色																					
毎2	濁り																					
毎3	消毒の残留塩素																					

- 備考
- ①過去3年間とは平成29年度から平成31年度のことで、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは平成23年度から平成31年度のことで、基準値との比較は□印で示す。
- ③基2の「大腸菌」とあるのは、平成15年度までは「大腸菌群」のことである。
- ④基42及び基43の基準値は平成19年3月31日までの間は「0.00002mg/L」以下である。
- ⑤基44の定量下限値は平成23年度まで 1/5、1/10の判断ができない。
- ⑥基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。
- ⑦基46の基準値は平成20年3月31日までの間は「5mg/L」以下である。
- ⑧基3の基準値は平成21年3月31日までの間は「0.01mg/L」以下である。

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	過去3年 最大値	過 去 最大値	基準値との比較						判定
														1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上	
基1	一般細菌	100	1	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	○ □						適合
基2	大腸菌	不検出	－	－	－	－	－	－	－	－	－									適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○ □						適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □						適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	○ □						適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04				<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □						適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.16	0.15	0.12	0.14	0.21	0.44	0.28	0.53	0.19	0.53	0.53	○ □						適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.036	0.034	0.029	0.034	0.035	0.034	0.034	0.039	0.038	0.039	0.039	○ □						適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	○ □						適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0004	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0004	○ □						適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0037	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0037	○	□					適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	○ □						適合
基19	トリクロロエチレン	0.03	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	○ □						適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	○ □						適合
基21	塩素酸	0.6	0.60	0.56	0.40	0.34	0.56	0.75	0.45	0.70	0.35	0.7	0.75						○ □	不適合
基22	クロロ酢酸	0.02	0.002	0.006	0.002	0.002	0.003	0.003	0.004	0.006	0.008	0.008	0.008			○ □				適合
基23	クロロホルム	0.06	0.025	0.051	0.0097	0.0081	0.025	0.020	0.059	0.062	0.057	0.062	0.062						○ □	不適合
基24	ジクロロ酢酸	0.04	0.015	0.095	0.018	0.008	0.029	0.024	0.082	0.053	0.084	0.084	0.095						○ □	不適合
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.056	0.058	0.051	0.0254	0.042	0.038	0.075	0.074	0.052	0.075	0.075					○ □		適合
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.0006	0.0011	0.0011	0.0011		○ □					適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.14	0.12	0.097	0.06	0.099	0.095	0.20	0.15	0.12	0.2	0.2						○ □	不適合
基28	トリクロロ酢酸	0.2	0.009	0.14	0.017	0.0048	0.022	0.026	0.10	0.047	0.12	0.12	0.14				○ □			適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.034	0.028	0.024	0.0138	0.033	0.029	0.066	0.045	0.041	0.066	0.066						○ □	不適合
基30	ブロモホルム	0.09	0.068	0.057	0.041	0.0128	0.021	0.021	0.019	0.027	0.045	0.045	0.068			○		□		適合

基31	ホルムアルデヒド	0.08	0.005	0.005	0.004	<0.008	0.005	0.005	0.007	0.007	0.006	0.007	<0.008	○	□						適合	
基32	亜鉛及びその化合物	1	<0.005	<0.005	<0.005	0.02	<0.005	0.005	0.007	<0.005	0.009	0.009	0.02	○	□						適合	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.006	0.009	<0.005	<0.01	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	0.016	0.016	0.016	○	□						適合	
基34	鉄及びその化合物	0.3	0.04	0.03	0.03	0.028	0.07	0.04	0.04	0.06	0.03	0.06	0.07			○			□		適合	
基35	銅及びその化合物	1	0.001	<0.001	<0.001	<0.01	0.001	0.002	0.004	0.003	0.006	0.006	<0.01	○	□						適合	
基36	ナトリウム及びその化合物	200	55.2	52.7	57.7	50.5	54.3	52.4	50.4	49.4	57.4	57.4	57.7				○		□		適合	
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合	
基38	塩化物イオン	200	100	130	98.2	87	117	104	95.0	175	107	175	175						○	□	適合	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	72.8	39.3	62.8	53	68.4	67.0	50.7	62.8	47.1	62.8	72.8				○		□		適合	
基40	蒸発残留物	500	261	301	282	271	281	267	277	401	317	401	401						○	□	適合	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□						適合	
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合	
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005								適合	
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□						適合	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	2.9	3.4	2.1	1.8	3.0	2.5	4.7	4.1	3.9	4.7	4.7							○	□	不適合
基47	pH値	5.8～8.6	8.2	7.8	8.0	7.5	7.9	7.7	7.8	8.1	8.0	8.1	8.2								適合	
基48	味	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)											
基49	臭気	異常でない	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)	異常なし(0)											
基50	色度	5	3.0	3.2	2.2	1.6	4.1	2.3	5.6	4.4	3.2	5.6	5.6							○	□	不適合
基51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.1	<0.2	○	□						適合	
毎1	色																					
毎2	濁り																					
毎3	消毒の残留塩素																					

- 備考
- ①過去3年間とは平成29年度から平成31年度のことで、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは平成23年度から平成31年度のことで、基準値との比較は□印で示す。
- ③基2の「大腸菌」とあるのは、平成15年度までは「大腸菌群」のことである。
- ④基42及び基43の基準値は平成19年3月31日までの間は「0.00002mg/L」以下である。
- ⑤基44の定量下限値は平成23年度まで 1/5、1/10の判断ができない。
- ⑥基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。
- ⑦基46の基準値は平成20年3月31日までの間は「5mg/L」以下である。
- ⑧基3の基準値は平成21年3月31日までの間は「0.01mg/L」以下である。

番号	定期検査項目	基準値 (mg/l)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	過去3年 最大値	過 去 最大値	基準値との比較						判定
														1/10 以下	1/5 以下	1/2 以下	1/2 以上	7/10 以上	1以上	
基1	一般細菌	100	0	0	0	0	0	0	32	0	0	32	32			○ □				適合
基2	大腸菌	不検出	－	－	－	－	－	－	－	－	－									適合
基3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	○ □						適合
基4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	○ □						適合
基5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基8	六価クロム化合物	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基9	亜硝酸態窒素	0.04				<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	○ □						適合
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○ □						適合
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.16	0.16	0.12	0.14	0.22	0.44	0.26	0.54	0.19	0.54	0.54	○ □						適合
基12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	○ □						適合
基13	ホウ素及びその化合物	1	0.036	0.034	0.030	0.035	0.035	0.032	0.034	0.039	0.038	0.039	0.039	○ □						適合
基14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	○ □						適合
基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	○ □						適合
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0004	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0004	○ □						適合
基17	ジクロロメタン	0.02	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	○ □						適合
基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	○ □						適合
基19	トリクロロエチレン	0.03	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	○ □						適合
基20	ベンゼン	0.01	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0002	○ □						適合
基21	塩素酸	0.6	0.59	0.55	0.40	0.34	0.56	0.70	0.46	0.74	0.37	0.74	0.74						○ □	不適合
基22	クロロ酢酸	0.02	0.002	0.006	0.002	0.0021	0.004	0.003	0.004	0.005	0.006	0.006	0.006			○ □				適合
基23	クロロホルム	0.06	0.037	0.046	0.018	0.0101	0.030	0.022	0.061	0.059	0.069	0.069	0.069						○ □	不適合
基24	ジクロロ酢酸	0.04	0.016	0.084	0.016	0.0073	0.031	0.025	0.069	0.052	0.083	0.083	0.084						○ □	不適合
基25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.060	0.065	0.063	0.0288	0.045	0.046	0.073	0.075	0.067	0.075	0.075					○ □		適合
基26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.0006	0.0030	0.003	0.003			○ □				適合
基27	総トリハロメタン	0.1	0.14	0.13	0.12	0.071	0.11	0.10	0.20	0.16	0.15	0.2	0.2						○ □	不適合
基28	トリクロロ酢酸	0.2	0.010	0.12	0.017	0.0055	0.025	0.026	0.089	0.054	0.15	0.15	0.15					○ □		適合
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.042	0.040	0.036	0.018	0.036	0.031	0.067	0.043	0.053	0.067	0.067						○ □	不適合
基30	ブロモホルム	0.09	0.065	0.064	0.043	0.0138	0.024	0.023	0.026	0.024	0.044	0.044	0.065			○		□		適合

基31	ホルムアルデヒド	0.08	0.005	0.005	0.006	<0.008	0.006	0.005	0.006	0.006	0.006	0.006	<0.008	○	□						適合
基32	亜鉛及びその化合物	1	0.006	0.008	<0.005	0.005	<0.005	0.007	0.006	<0.005	0.007	0.007	0.008	○	□						適合
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.007	0.009	0.005	<0.01	<0.005	<0.005	0.006	0.006	0.016	0.016	0.016	○	□						適合
基34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	0.03	0.03	0.022	0.08	0.03	0.02	0.06	0.03	0.06	0.08		○		□				適合
基35	銅及びその化合物	1	0.002	0.002	0.002	<0.01	0.002	0.003	0.003	0.002	0.005	0.005	<0.01	○	□						適合
基36	ナトリウム及びその化合物	200	55.2	52.8	57.5	51.2	54.3	52.4	49.7	49.5	56.6	56.6	57.5			○	□				適合
基37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	○	□						適合
基38	塩化物イオン	200	102	131	95.0	87.6	119	103	93.3	178	107	178	178						○	□	適合
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	72.4	40.7	62.1	53	68.6	67.0	49.5	64.7	45.6	64.7	72.4			○	□				適合
基40	蒸発残留物	500	262	298	274	268	280	270	279	409	315	409	409						○	□	適合
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	○	□						適合
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	○	□						適合
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005								適合
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	○	□						適合
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	3.2	3.2	2.0	1.8	2.8	2.5	4.1	3.8	4.2	4.2	4.2						○	□	不適合
基47	pH値	5.8～8.6	8.1	7.8	8.0	7.5	7.7	7.6	7.8	8.0	8.0	8	8.1								適合
基48	味	異常でない	異常なし(0	異常なし(0	異常なし(0	異常なし(0	異常なし(0	異常なし(0	異常なし(0	異常なし(0	異常なし(0										
基49	臭気	異常でない	異常なし(0	異常なし(0	異常なし(0	異常なし(0	異常なし(0	異常なし(0	異常なし(0	異常なし(0	異常なし(0										
基50	色度	5	4.2	2.8	2.0	1.4	3.4	2.0	4.4	4.0	4.0	4.4	4.4						○	□	適合
基51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.2	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.2	○	□						適合
毎1	色																				
毎2	濁り																				
毎3	消毒の残留塩素																				

- 備考
- ①過去3年間とは平成29年度から平成31年度のことで、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは平成23年度から平成31年度のことで、基準値との比較は□印で示す。
- ③基2の「大腸菌」とあるのは、平成15年度までは「大腸菌群」のことである。
- ④基42及び基43の基準値は平成19年3月31日までの間は「0.00002mg/L」以下である。
- ⑤基44の定量下限値は平成23年度まで 1/5、1/10の判断ができない。
- ⑥基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。
- ⑦基46の基準値は平成20年3月31日までの間は「5mg/L」以下である。
- ⑧基3の基準値は平成21年3月31日までの間は「0.01mg/L」以下である。

04-000046-0013 渡嘉敷村 第三浄水場着水井

[illegible]

基31	ホルムアルデヒド	0.08																
基32	亜鉛及びその化合物	1	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		<0.005	<0.005	○ □				
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.099	0.150	0.064	0.043	0.153	0.024	0.071	0.139		0.139	0.153			○	□	
基34	鉄及びその化合物	0.3	0.24	0.13	0.37	0.47	0.52	0.24	0.71	0.33		0.71	0.71					○ □
基35	銅及びその化合物	1	0.002	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	0.002	○ □				
基36	ナトリウム及びその化合物	200	52.2	54.0	55.6	51.9	48.6	46.8	42.4	56.7		56.7	56.7			○ □		
基37	マンガン及びその化合物	0.05	0.041	0.021	0.044	0.131	0.166	0.073	0.138	0.062		0.138	0.166					○ □
基38	塩化物イオン	200	87.6	87.9	92.1	92.3	88.5	74.4	73.8	95.7		95.7	95.7			○ □		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	70.2	63.6	64.0	68.1	66.7	50.4	56.4	49.0		56.4	70.2		○		□	
基40	蒸発残留物	500	256	247	263	277	254	258	230	258		258	277				○ □	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		<0.02	<0.02	○ □				
基42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	0.000001	0.000001	0.000003	0.000010	0.000002	<0.000001	0.000006		0.000006	0.000010			○ □		
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		<0.000001	<0.000001	○ □				
基44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.005	○ □				
基45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	○ □				
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	2.8	1.2	3.5	3.7	3.5	3.0	5.5	2.6		5.5	5.5					○ □
基47	pH値	5.8～8.6	7.4	7.2	7.4	6.9	6.6	7.0	7.2	7.2		7.2	7.4					
基48	味	異常でない																
基49	臭気	異常でない	藻臭(1)	藻臭(1)	藻臭(1)	微藻臭(1)	微藻臭(1)	微藻臭(1)	藻臭(1)	藻臭(1)		1	1					
基50	色度	5	16	9.0	18	22	21	15	28	16		28	28					○ □
基51	濁度	2	2.9	1.9	2.6	2.7	3.2	1.2	1.7	4.1		4.1	4.1					○ □
毎1	色																	
毎2	濁り																	
毎3	消毒の残留塩素																	
	有機物等(過マンガン酸カルシウム消費量)	10																
	侵食性遊離炭素																	
	嫌気性芽胞菌																	

備考

- ①過去3年間とは平成29年度から平成31年度のことで、基準値との比較は○印で示す。
- ②過去とは平成23年度から平成31年度のことで、基準値との比較は□印で示す。
- ③基2の「大腸菌」とあるのは、平成15年度までは「大腸菌群」のことである。
- ④基42及び基43の基準値は平成19年3月31日までの間は「0.00002mg/L」以下である。
- ⑤基44の定量下限値は平成23年度まで 1/5、1/10の判断ができない。
- ⑥基48、基49の()及び最大値の数字は異常回数である。
- ⑦基46の基準値は平成20年3月31日までの間は「5mg/L」以下である。
- ⑧基3の基準値は平成21年3月31日までの間は「0.01mg/L」以下である。

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	基準値の 1/10、1/5 の判断ができないため基本頻度とする
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブromジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブromホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、性状確認等のため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、性状確認等のため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/月	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月		省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、性状確認等のため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	基準値の 1/2以上のため基本検査頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年		
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日		

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	基準値の 1/10、1/5 の判断ができないため基本頻度とする
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、性状確認等のため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、性状確認等のため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、性状確認等のため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	基準値の 1/2以上のため基本検査頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年		
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日		

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	省略可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基2	大腸菌	×	1回/月	1回/月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	
基8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	基準値の 1/10、1/5 の判断ができないため基本頻度とする
基9	亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、安全確認等のため
基12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		
基14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3年		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3年		
基20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/3年		
基21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基26	臭素酸	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため、省略不可項目
基27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基30	ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基31	ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/5 以下であるが、性状確認等のため
基34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/3月	過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、性状確認等のため
基35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、性状確認等のため
基37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3年		過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/2 以下であるが、性状確認等のため
基40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	基準値の 1/2以上のため基本検査頻度とする
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年	1回/年	過去の検査結果が基準値の 1/10 以下であるが、性状確認等のため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回/3年		
基44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3年		
基45	フェノール類	○	1回/3月	1回/3年		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	×	1回/月	1回/月		
基48	味	×	1回/月	1回/月		
基49	臭気	×	1回/月	1回/月		
基50	色度	×	1回/月	1回/月		
基51	濁度	×	1回/月	1回/月		
毎1	色	×	1回/日	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回/日	1回/日		
毎3	消毒の残留塩素	×	1回/日	1回/日		

別表3:基準項目(51項目)

	項目名	水質基準値	検査方法
1	一般細菌	100個/ml以下	標準寒天培地法
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	ICP-MS法
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	ICP-MS法
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法、連続流れ分析法
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01mg/l以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法、流路型吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	パージトラップGC-MS法
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	パージトラップGC-MS法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	パージトラップGC-MS法
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	パージトラップGC-MS法
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	パージトラップGC-MS法
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	パージトラップGC-MS法
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	パージトラップGC-MS法
21	塩素酸	0.6 mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	溶媒抽出-GC-MS法、液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	パージトラップGC-MS法
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	溶媒抽出-GC-MS法、液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	パージトラップGC-MS法
26	臭素酸	0.01mg/l以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	パージトラップGC-MS法
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	溶媒抽出-GC-MS法、液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	パージトラップGC-MS法
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	パージトラップGC-MS法
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	ICP法
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陽イオン類)法
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
38	塩化物イオン	200mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	イオンクロマトグラフ(陽イオン類)法
40	蒸発残留物	500mg/l以下	重量法
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	固相抽出-HPLC法、流路型吸光光度法
42	ジオキシベンジ	0.00001mg/l以下	パージトラップGC-MS法
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	パージトラップGC-MS法
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	固相抽出-吸光光度法、固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
45	フェノール類	0.005mg/l以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	全有機炭素計測定法
47	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
48	味	異常でないこと	官能法
49	臭気	異常でないこと	官能法
50	色度	5度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法
51	濁度	2度以下	透過光測定法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、

別表4: 法令に基づく毎日検査

1. 検査場所 : 蛇口(各浄水場末端給水栓)3ヶ所
2. 検査項目 : 4項目
3. 検査頻度 : 1日1回

	検査項目	評価	検査計画頻度
1	色	異常なし	365日/年
2	濁り	異常なし	365日/年
3	異臭味	異常なし	365日/年
4	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L異常	365日/年

別表5: 水質管理目標設定項目(27項目)

	水質管理目標設定項目	目標値 mg/L以下	浄水項目	原水項目	備考
1	アンチモン	0.02	○	○	
2	ウラン	0.002 *	○	○	
3	ニッケル	0.02	○	—	資機材、薬品の観点から○
4	削除	削除	—	—	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	—	—	
6	削除	削除	—	—	
7	削除	削除	—	—	
8	トルエン	0.4	—	—	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	○	○	
10	亜塩素酸	0.6	—	—	塩素剤として使用していない
11	削除	削除	—	—	
12	二酸化塩素	0.6	—	—	塩素剤として使用していない
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 *	○	—	消毒副生成物等の観点から○
14	抱水クロラール	0.02 *	○	—	" "
15	農薬類	* *	—	—	農薬類等の使用が無いため省略
16	残留塩素	1	—	—	毎日検査と重複する
17	Ca、Mg等(硬度)	10-100	—	—	基準項目検査と重複する
18	マンガン	0.01	—	—	"
19	遊離炭酸	20	○	○	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	○	○	
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	—	—	
22	有機物(KMnO ₄ 消費量)	3	○	○	
23	臭気強度(TON)	3TON	○	○	
24	蒸発残留物	30-200	—	—	基準項目検査と重複する
25	濁度	1度	—	—	"
26	pH値	7.5程度	—	—	"
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	○	○	
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下	○	○	検査頻度 年4回
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	—	—	地下水を使用していないため省略
30	アルミニウム	0.1	—	—	基準項目検査と重複する
	検査項目合計		12	9	検査頻度 年1回
	検査ヶ所		3	1	

* : 暫定値

* * : 各農薬の検出値と目標値との比の総和で1以下(単位なし)

○ : 検査対象項目

— : 検査対象から除く

別表6:水質管理目標設定項目(26項目)

	項 目	目 標 値	検 査 方 法
1	アンチモン及びその化合物	0.015mg/l以下	ICP-MS法
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下(暫定)	ICP-MS法
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/l以下(暫定)	ICP法、ICP-MS法
4	削除	削除	削除
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	ハートトラップGC-MS法
6	削除	削除	削除
7	削除	削除	削除
8	トルエン	0.4mg/l以下	ハートトラップGC-MS法
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下	溶媒抽出GC-MS法
10	亜塩素酸	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ法
11	削除	削除	削除
12	二酸化塩素	0.6mg/l以下	イオンクロマトグラフ法
13	ジクロロアセトリル	0.01mg/l以下(暫定)	溶媒抽出GC-MS法
14	抱水クロール	0.02mg/l以下(暫定)	溶媒抽出GC-MS法
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	農薬ごとに定められた方法による
16	残留塩素	1mg/l以下	ジエチル-p-フェニレンジアミン法
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上100mg/l以下	イオンクロマトグラフ法
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下	ICP法、ICP-MS法
19	遊離炭酸	20mg/l以下	滴定法
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	ハートトラップGC-MS法
21	メチルtert-ブチルエーテル	0.02mg/l以下	ハートトラップGC-MS法
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	滴定法
23	臭気強度(TON)	3以下	官能法
24	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下	重量法
25	濁度	0.006mg/l以下	透過光測定法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法
26	pH値	1度以下	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
27	ランゲリア指数(腐食性)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	計算法
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下	R2A寒天培地法
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	ハートトラップGC-MS法
30	アルミニウム	0.1mg/l以下	ICP法、ICP-MS法

別表7:その他、本村が水質管理上必要とする検査項目

	検査項目	原水	浄水	検査頻度	検査場所
1	嫌気性芽胞菌	○		年4回	第三浄水場着水井1ヶ所
2	大腸菌	○	○	原水年4回 浄水毎月	第三浄水場着水井1ヶ所 蛇口3ヶ所
3	一般細菌	○	○	原水年4回 浄水毎月	第三浄水場着水井1ヶ所 蛇口3ヶ所
4	クリプトスポリジウム及びジアルジア	○		年1回	第三浄水場着水井1ヶ所